

群馬県地域会議



社会保険加入に官民で取り組む

11行動基準を採択

社会保険加入促進向け

群馬県社会保険加入推進地域会議が28日、群馬と下請企業が社会保険の

加入を進めるにあたって守るべき11の行動基準を採択した。当日は、

社会保険の加入に積極的に取り組む企業などから100人が集まり、ダンピング受注の防止

や下請企業の適切な保険加入の確認などの行動基準が示され、賛成多数により可決となった。

行動基準は、技能労働者の処遇向上や担い手確保を目的としており、きょうから関東地方整備局ホームページで行動基準を順守する企業を募集。3月上旬に加入促進宣言企業として関東地方整備局のホームページなどで公表する。対象とな

るのは、県内に拠点を置く建設業者や県内での施工実績を有する建設業者。地域に根差した形で、取り組みのさらなる推進を目指す。

元請企業に対しては、ダンピング受注をしないことや下請企業を選定する際に適切な保険に加入していることの確認、現場に携わる下請け企業に対して保険加入を求め、加入していることを確認することなど5つの基準を定めた。下請企業に対しては、ダンピング受注をしないなどのほかに、

再下請に出す場合に保険加入を求めるとか加入の確認することなど6基準を設定した。

会議は、関東地方整備局のほか、群馬県と群馬県建設産業団体連合会、関東建設産業専門団体連合会、日本建設業連合会、関東支部と官民が連携して実施。

群馬県建設産業団体連合会の青柳剛会長は会議の冒頭で「社会保険は働く人たちにとって将来にわたって生活の安定を担保する制度であり、若手人材の確保育成や企業の定着率向上の基本を支える制度。この意識をきっかけに取り組みの意義を理解していただき、さらなる定着に向けた機運が高まるよう一層の働きかけをお願いしたい」と呼びかけた。